

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

J Aこうか（以下、「当組合」といいます。）は、組合員・利用者や地域から信頼されるJ Aを目指すため、以下の基本理念を掲げています。

- （１）農業を振興し、食と緑と水を大切にします。
- （２）心豊かで住みよい地域づくりに積極的に貢献します。
- （３）人と人とのつながりを大切にします。

当組合では、この基本理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表すると共に、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

なお、共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、J A共済連）が、共同で事業運営しております。原則6（注6、7）

1. お客さまへの最適な商品提供

- （１）お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、お客さまの多様なニーズにお応えするため、以下の基準で選定します。また、当該商品を組成する投資運用会社については、プロダクトガバナンスの実効性が確保されていることを確認のうえ選定します。製販全体でお客さまの最善の利益を実現するため、J Aバンク全体として、金融商品を購入したお客さまの属性および販売状況に関する情報等を投資運用会社に提供するなど情報連携を行います。なお、当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。
 - ・将来の備えに向けて、「長期投資」を前提とした投資信託であること
 - ・過去の運用実績が相対的に良好であること
 - ・手数料が良心的な水準であること
 - ・これから将来に向けて資産を築いていく資産形成層に向け、過度に分配金を捻出する投資信託ではないこと
 - ・運用体制について、外部機関の評価を得ていること
- （２）お客さまに提供する共済商品は、様々なリスクに対する備えや、ニーズにお応えするため、最良・最適な共済仕組み・サービスを提供します。なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）は提供しておりません。【原則2本文及び（注）、原則3（注）、原則6本文及び（注2、3、6、7）、補充原則1～5本文及び（注）】

2. お客さま本位のご提案と情報提供

- (1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、販売手数料等の多寡を重視することなく、お客様にふさわしい商品をご提案し、属性・適合性を判断したうえで販売いたします。「長期・分散・安定」の投資商品を中心に提案し、短期的投資、乗換投資を推奨する事はありません。【原則2本文及び(注)、原則5本文及び(注1～5)、原則6本文及び(注1、2、3、4、5、6、7)】
- (2) お客さまの投資判断に資するよう対話を重視します。「自分がお客様だったらどう考えるか」を念頭に、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、運用目的に寄り添った情報を十分にご提供します。【原則4、原則5本文及び(注1～5)、原則6本文及び(注1、2、3、4、5、6、7)】
- (3) お客さまにご負担いただく手数料について
 - ・お客さまの投資判断に資するように、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。
 - ・お客さまの共済保障の加入にあたり、共済掛金の他に皆さまにご負担いただく手数料等はございません。【原則4、原則5本文及び(注1～5)、原則6本文及び(注1、2、3、4、5、6、7)】

3. 利益相反の適切な管理

- (1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたりお客さまの利益を不当に害することがないように「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。
- (2) 当組合では投資信託のご説明に際し、利益相反の可能性等についても商品間の比較検討していただきやすくするため、令和4年4月1日から「重要情報シート」の使用を開始しており、より透明性の高い説明を行います。【原則3本文および(注)】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) お客さまの多様な資産運用等のニーズに対し、的確な情報を提供し、正確な事務を行うため、専門的な知識を有し適切な業務を行える人材育成を継続的に行います。
- (2) ファイナンシャルプランナー（FP）等の資格取得に向けて自己啓発環境を提供しています。職員に対する継続的な研修として、eラーニング（インターネットを利用した学習形態）の実施および資産形成や資産運用に必要な知識や話法を習得するための集合研修を実施するなどし、お客さま本位の業務運営を実現するための人材育成態勢を構築します。【原則2本文及び(注)、原則6（注5）、原則7本文および(注)】

(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024年9月改訂）との対応を示しています。